

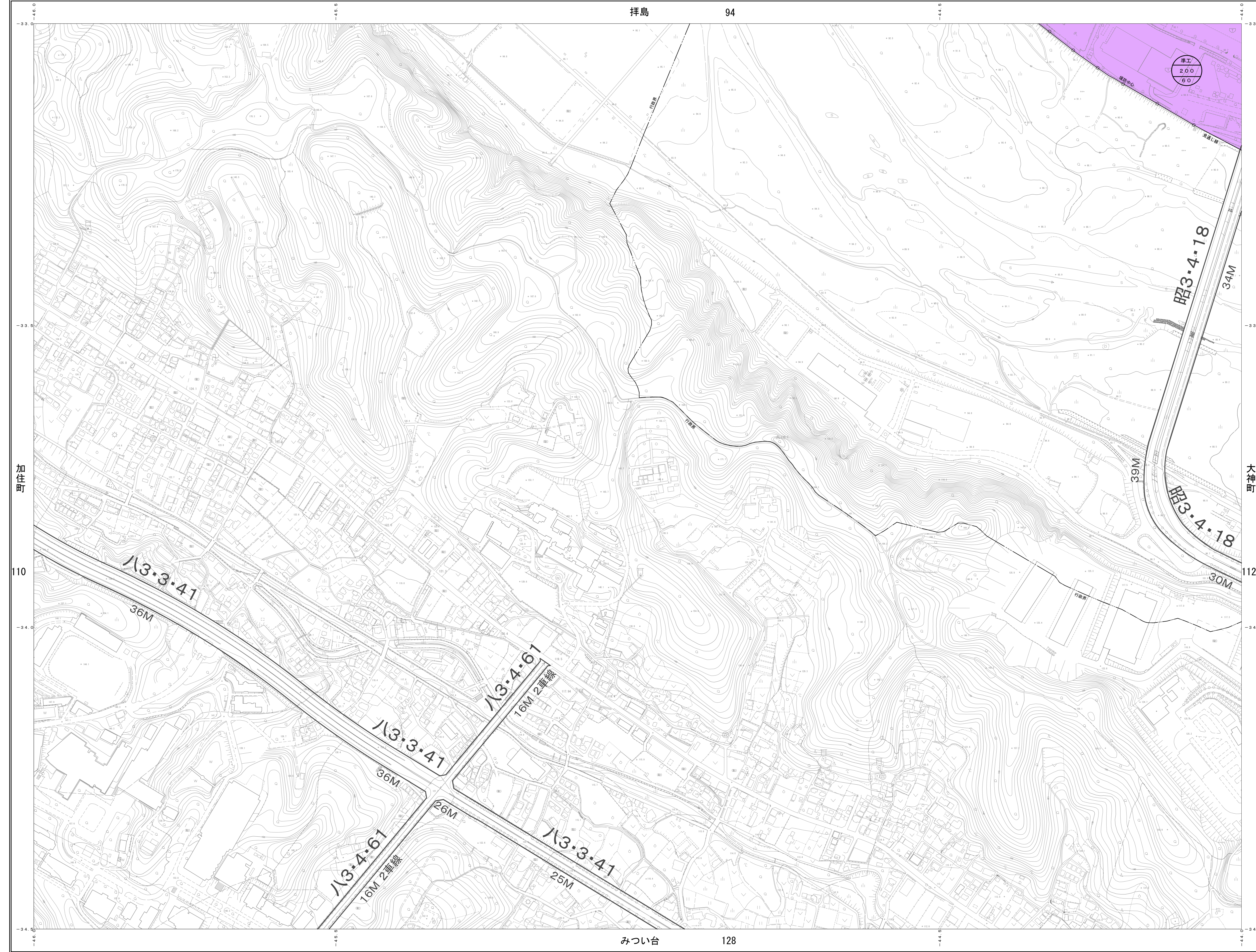
昭島市 用途地域

滝山町

1:2,500 昭島都市計画用途地域（昭島市決定）計画図 111  
25-13 滝山町 (1X-LC18-2) H28・3・14 H30・3・23 (道路網図作成年月日)

昭島市	昭島	昭島
東京都	滝山町	大神町
八王子市	加住町	みつい台
	根原	宇津木町

凡例



点	200	工事
線	60	工事
面	200	工事
線	60	工事
面	200	工事

線	30M	道路
線	36M	道路
線	39M	道路
線	42M	道路
線	45M	道路

線	30M	道路
線	36M	道路
線	39M	道路
線	42M	道路
線	45M	道路

1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第IX種第1号投影法、メルカトル図法  
2 平面直角座標値は、世界測地系で、内国野の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：Y軸、横軸：X軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）  
4 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T.P.）  
5 等高線の間隔は、2メートル  
6 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下辺内院邸と御家の中央における磁気偏角との交点を中心として、上辺内院邸上、矢印（真北）、矢印（磁北）で示した方向  
この場合、真北・磁北は、30°単位の間隔に、10°単位で表示

凡例	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	公園遊樂地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

平成9年測量 (1)  
平成10年測量 (2)  
平成11年測量 (3)  
平成15年修正  
平成21年修正  
平成26年修正

1. 平成24年11月撮影空中写真  
2. 平成25年7月撮影調査

1:2,500

この測量成果は、国土利用部長の承認を得て同部所管の測量成果と併用して用いたものである（測設番号）平成24年測設第269号  
この測量は、東京湾平均海面を基準として、東京湾平均海面（T.P.）の10分の1の精度を確保して作成したものである。測設部を認める。  
（測設番号）2期測量交番第4号（測設番号）2期測量第1号、令和2年7月7日  
（測設番号）2期測量交番第110号、令和2年8月21日

著作権所有者  
東京都都市整備局  
株式会社ミッドマップ東京  
詳細は03-5688-8888

方眼は（方眼の縦線の方向）に対する真北の偏角は、東約20°  
2010年座標気偏角一覽図（国土地理院）で、距離約7'10"  
9 東京都公共施設等への無断立入は禁ずる。